

「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直しに関する検討会」の設置趣旨

厚生労働省社会・援護局 中村局長の第1回の開会挨拶（第1回議事録より引用）

（中村局長） 社会・援護局長の中村でございます。

この「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」を開催することといたしましたところ、まず皆様には大変お忙しい中、委員に御就任いただきまして大変ありがとうございます。

この介護福祉士でございますが、介護を行う専門能力を有する人材を養成・確保し、増大する福祉ニーズに適切に対応するというを目的といたしまして、昭和63年4月に施行されて、今年で18年目を迎えております。介護福祉士の資格取得方法には国家試験と養成校の2つのルートがございます。国家試験の受験者数、合格者数は年々増加しております。去る29日に行われました第18回の試験の受験者は、去年は約9万人でしたが、今年には約14万人と大変多く増えまして、昨年までの国家試験の合格者数のトータルについては、後で現状についての資料で御説明させていただきますが、約28万5千人となっております。養成施設の卒業者も増加しております、国家試験の合格者、養成施設の卒業者も加えますと、介護福祉士に登録されている方は、昨年12月末現在で約47万人ということで、大変大きな数になっております。

介護保険の分野について、御説明いたしますと、介護保険事業に従事しておられる介護福祉士の方は約19万人といわれておりまして、特別養護老人ホームでは介護職員の方の約4割が介護福祉士の方であるということで、いわば介護を支える現場で介護サービスの中核を担う人材として、18年たちまして確実に定着し、大きな力を発揮していただいている、というふうと考えております。

こういった中で、一昨年になりますが、社会保障審議会の介護保険部会の意見書では、「これからの介護職員は資格要件という観点からは、将来的には任用資格は介護福祉士を基本とすべきである」という方向性が打ち出されています。

介護の分野を見ますと、昭和63年にこの法律ができたわけですが、その後いろんなことが福祉の世界でも起こっております。言うまでもなく、一番大きいものは、平成12年の介護保険制度の導入だと思いますし、平成15年に障害者の分野では支援費制度が実施され、昨年は障害者自立支援法が成立して、今年施行されるという大きな変化が起こっております。介護福祉士制度ができましたときには、要介護認定もございませんし、グループホームもございませんし、ユニットケアもございませんでしたが18年の変化は制度の定着、発展という意味でも大きな時間でございますが、何よりもまわりの環境も変わっておりま

すし、介護の世界自体も相当に進歩してきたというふうと考えております。

そういたしますと、これから求められるのは、少子高齢化の進行ということで介護ニーズはまだまだふえるでしょうし、また、高度なサービスが求められると思います。支え手の方は貴重な人材ですから、大いに立派な人材を介護分野にも導入していかなければならないと思っております。障害の分野もそうですし、認知症はじめ高齢者介護のニーズも変わってきているのではないかと思います。

そういった意味では18年間で量的にかなり拡大してきましたけれど、一方、よく言われておりますのは、質的にどうか、それから、このように変化した介護ニーズに十分対応できる介護福祉士であるのか、そういったことが論点としていわれているわけでございまして、介護福祉士の養成施設や国家試験のあり方、資格取得後の継続研修等、いろんな問題があると思っております。

私どもの方でも平成15年から「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」を設置しまして、16年6月に「介護福祉士の資格の取得方法について、指定養成施設の卒業者が受験資格を取得する方向に統一することを検討する」等の報告がなされている、というような状況でございます。

最初のごあいさつとしてはちょっと長くなりましたが、こういう状況でございますので、私どもこの検討会で何を願うのかということですが、介護をめぐるさまざまな有識者の方々にお集まりいただきまして、介護福祉士をめぐる現状と課題、これから期待される介護福祉サービス及び介護福祉士像、介護福祉士養成施設におけるカリキュラムの内容、資格取得方法の統一ということが言われておりますが、資格取得方法のあり方、こういったことの課題について、幅広い観点から御議論いただきまして、これからの介護を担う介護福祉士のあるべき姿に向けて、より改善、向上をしてみたいと思っております。そういった意味で、私ども方向性を見出していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

(京極座長) 座長を務めることになりました京極です。

中村局長から並々ならぬ決意のお話がありましたけれども、昭和62年に法律ができ、63年からスタートしましたが、ことはまだ18年ですが、再来年には20年という大変な節目でございまして、御案内のように、法律ができた1987年に社会福祉士、介護福祉士ができて、10年後の1997年に介護保険法ができ、そのときに精神保健福祉士法もできました。また10年たって2007年にどうなるか。これはなかなか予想もできない大きな出来事

でございます。

そういう中で少子・高齢化も進み、社会保障全体が大きく変わっていく中でどういうあり方があるのかの議論を思い切ってして、でも実際にその方向性を出しても、現実的にどうするかということもございますので、余り現状に縛られないで議論いただきたいと思えます。最近私は社会保障でちょっと余計なことを申し上げているのは、過去・現在・未来と延長線で引き延ばしていくというのはいい場合もあるんですけど、大きな激動の社会においては未来から現在を見る視点、バック・トゥ・ザフューチャーといいますが、そういう視点が必要で、あるべき側から現状を見て、その間にどういう橋渡しをするか、という発想がないと、どうしても現状にとらわれて、微少な改革はできますけど、大きな改革はできない。そして、その視点でさらに過去も見てみると、果たしてどれがいいんだということもいろいろ見えてくるのではないかという気がいたします。

そういうことで、司会進行ということで、皆様方の意見が十分に反映されるように努力したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず初めに、事務局より本検討会の背景及び今後の検討事項について御説明いただきたいと思ひます。

(成田室長) 資料説明

(京極座長) どうもありがとうございました。いい資料がたくさん入っていると思ひますので、議論のときに使っていたきたいと思ひます。

本日は初回の検討会でありまますので、テーマであります介護福祉士の現状、課題についての御質問、御意見や資料についての御質問、また今後の検討会の進め方等についても結構ですので、1人5分程度で御発言をお願いしたいと思ひます。

対馬委員、よろしくお願ひいたします。

(対馬委員) 私どもの会社は、在宅介護サービスを提供している会社でございます。エリアは東日本地域を中心に現在、約2,700名のホームヘルパーさんが在宅の高齢者のサービスに当たっております。今回の介護報酬改定の中で、訪問介護の基本介護報酬に特定事業所加算が創設されました。一定の条件を満たせば基本介護報酬に10%、20%が加算になります。たとえば訪問介護事業所のヘルパーのうち介護福祉士の占める割合が3割を超えた場合については介護報酬が加算してもらえるということで、現在その調査を実施しているところなんです。まだ集計は終わっていませんが、全ヘルパーのうち介護福祉士資格を取得